

(公 印 省 略)
三 人 第 4 1 号
令 和 8 年 7 月 1 日

各区長 様

三木市子どもいじめ防止センター長 平 田 美 香

「子どもいじめ防止センターだより」の回覧について（依頼）

小暑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃は、住みよいまちづくりや地域活動の振興について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、別添のとおり「子どもいじめ防止センターだより 39号」をお届けいたします。

つきましては、子どもや保護者だけではなく、地域の皆様に子どものいじめ防止への理解を深めていただくために、誠に恐縮に存じますが、貴地区での「子どもいじめ防止センターだより」の回覧をお願い申しあげます。

記

- 1 送付物 「子どもいじめ防止センターだより 39号」
- 2 お届けの枚数 各地区の回覧枚数

【担当課】 市民生活部 人権推進課
子どもいじめ防止センター
Tel : 82 - 8110 (三木市立教育センター内)

みんなで考えよう！いじめをなくすために

いじめは、いじめる人や、いじめられる人だけの問題ではありません。その場にいる一人一人が関わっています。

それぞれが、どんな立場で、どんな気持ちでいるのかを知ること。

それが、いじめをなくすための大切な第一歩です。

ここでは、いじめにかかわる「四つの立場」について考えてみましょう。



●被害者(いじめられる人)

いじめを受けることで、強い不安や悲しさを感じます。
学校に行くのが怖くなってしまふこともあります。

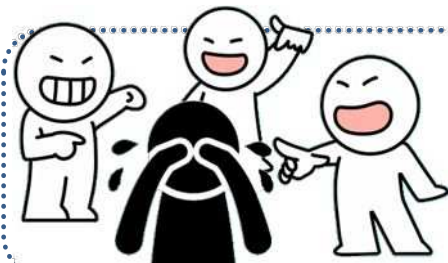
●加害者(いじめる人)

いじめをしてしまう背景には、不安や辛さがあることもあります。

しかし、どんな理由があっても、いじめは許されません。



●観衆(はやしたてる人)

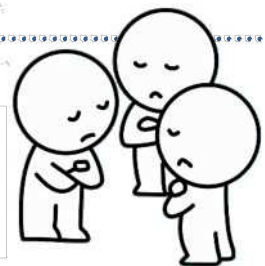


まわりではやしたてたり、笑ったりすることで、知らないうちに、いじめを大きくしてしまうことがあります。

●傍観者(見ている人)

いじめに気づいていても、何も言えずに見ている人です。

でも、傍観者の行動が、いじめを止める力になることがあります。



いじめを止める、あなたの力

いじめを止めるためには、傍観者の皆さんの行動がとても大切です。

一人で声を出すのが怖いときもあります。

そんなときは、信頼できる大人に伝えることも、大切な行動です。

自分にできることを、自分に合った形で行動することが大切です。



傍観者ができることの例

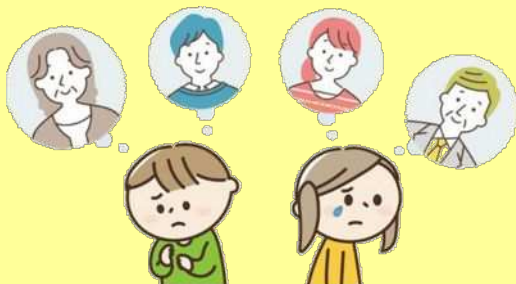
☞「だめだよ」と、勇気を出して伝える



☞悪口やいやな話が出たら、話題を変える



☞先生や、信頼できる大人に相談する



☞いじめられている人に「大丈夫？」と声をかける



これっていじめ！？ そんなときは、一人で悩まないで相談してね

困ったときは、一人で抱え込まず、相談することが大切です。

三木市子どもいじめ防止センターでは、いじめに関する相談を受け付けています。

あなたの声が、いじめをなくす力になります。

「自分には関係ない」と思わずに、みんなで力を合わせる

ことで、安心して過ごせる学校をつくることができます。

一緒に、そんな学校をつくっていきましょう。



あなたの一歩が
だれかを守る。
ひとりで抱えず、
相談してね。



三木市子どもいじめ防止センター

電話: **0794-82-8110**

相談日 月曜日～金曜日 9:00～17:00

ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp

